

探究学習を加速する DX スキルアップ教員対象研修業務委託 仕様書

1 委託業務名

探究学習を加速する DX スキルアップ教員対象研修業務委託

2 業務目的

本県では、これまでデジタル人材の育成に向け、児童生徒の情報活用能力を向上させるため、ICT 環境を整備するとともに、指導にあたる教員の ICT 活用指導力の向上のための研修を実施したり、ICT を活用した授業例などの蓄積や共有したりすることで、教育の質の向上を図ってきた。

一方、政府としては、高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図るため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICT を活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校などに対して、必要な環境整備の経費を支援するものとして、令和 6 年度から「高等学校 DX 加速化推進事業 (DX ハイスクール)」を実施している。令和 7 年度においては、都道府県による域内横断的な取組に対しても支援が開始される。

こうしたことから、本県では、令和 7 年度の域内横断的な取組として、県内高等学校の教員を対象とした「探究学習を加速する DX スキルアップ教員対象研修」を実施することにより、ICT を活用した探究的な学びを強化する学校の取組を後押しし、県内のデジタル人材の育成を、教員研修の面からも後押しすることとする。

本業務は、こうした目的を達成するために以下の業務の実施を委託するものである。

3 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 21 日 (金) まで

4 業務内容

(1) 実施計画書・実施スケジュール等の作成

受託者は、具体的な実施内容を企画・検討し、(3)、(4)、(5)に係る実施計画を作成し、提案すること。また、採択決定後は、県と協議のうえ業務計画書及び実施スケジュール等を確定し、県の承認を得るものとする。

受託者は、県の承認を得た計画に沿って事業を実施する。

(2) 業務の運営管理

業務実施に必要な体制構築と要員配置を行ったうえ業務を遂行すること。また、業務遂行に必要な体制図を作成すること。なお、県との調整・確認の結果、修正が必要と判断された場合は、適切に対応すること。

(3) 教員研修

ア 事業期間

契約日から令和8年3月21日（金）まで

イ 対象

静岡県内の高等学校（公立・私立）の教員（希望制）

1テーマあたり最大人数 40 人

ウ 概要

(ア) 研修テーマ

教員を対象に、以下をテーマとする教員研修を実施すること。

a 生成 AI の活用

AI の基礎知識と教育現場での活用方法 等

b プログラミング

プログラミングの基礎と探究活動での活用方法 等

c データサイエンス

データ収集・分析の基本技術と地域課題の解決 等

d コンテンツ作成（Web 制作、動画制作など）

デジタルコンテンツの制作とプレゼンテーション 等

(イ) 要件

a 実施方法については、会場を設定しての集合型研修またはオンライン研修のいずれでも可能とするが、少なくとも 1 テーマでは集合型研修を取り入れること。

b 集合型研修については、6 人程度のグループに分け、各グループにプログラミングやファシリテーション、講座運営等に熟知した大学生・専門学校生・企業担当者等（以下「メンター」という。）がサポートに入る体制を検討すること。また、受託者は、参加するメンターについて、本ワークショップに必要なスキルを獲得していることを、発注者に対して証明すること。証明の方法は、事前の研修実施の証明や同様のワークショップでのサポート経験を複数有していること等によること。なお、提案時点で参加するメンターが確定している必要はないが、どういった者がファシリテーターとして参加する予定かについては提案に含めること。

c 少なくとも 1 テーマについては、県内大学の教授等を講師として実施すること。

d 研修については、模擬授業形式のものを想定して実施すること。

e 集合型研修については、大学、専門学校、または同等の会場を受託者が確保し開催すること。

f 参加者が集合型研修で使用するパソコンについては、会場に整備されている物を使用する、もしくは、学習できる環境を整えた上で受講生に貸出を行うこと（受講生のパソコンの持ち込みも認めるものとする）

ること)。また、会場備え付けのネットワーク環境の利用に加え、無線 LAN ルーター等の機器やバックアップのモバイルルーター等必要な物について、受託者で準備すること。

g 参加者が研修で利用する生成 AI やプログラミング等の実施環境について、研修で取り組んだ内容を各学校の授業等で、特別な設備や環境がなくても活用できるよう研修内容や教材を工夫すること。

h 情報科以外の教員も参加することから、生成 AI やプログラミング等のデジタル技術に対する教員の興味関心を高め、積極的に学習できる内容とすること。

(ウ) 研修の実施

a 参加者からの問い合わせへの対応、出欠の確認、当日のタイムスケジュール等の連絡など参加者との連絡調整を行うこと。

b 会場にて講座実施の準備を行うこと。

c 当日の受付、講座の実施、会場の片付けを実施すること。当日はメンターがサポートできる体制を整えること。

d 当日に参加者等から緊急連絡を受け取ることができる体制を整備しておくこと。

e 講座内容の記録のため、写真撮影を行うこと。撮影した写真は、県担当者の要請に応じて提出すること。

(4) 専門家による伴走支援

ア 事業期間

契約日から令和 8 年 3 月 21 日（金）まで

イ 対象

静岡県内に所在する全ての高等学校

ウ 概要

(3)の教員研修を踏まえ、各学校での取組を支援する。

(ア) 目的

探究学習における DX の活用に関する質問や相談を受け付け、今後の具体的な取組に役立てる。

(イ) 実施方法

a 派遣又はオンラインにて実施する。

b 派遣又はオンラインいずれでも可とするが、学校の要望に応じて、対面でのヒアリングや複数校同時のヒアリングにも対応できる体制を有していることが望ましい。

c ヒアリングを行う者は、県内各学校の取組状況を日頃から把握しており、教科「情報」、探究、特別活動の 3 領域で、計画、実施、検証、改善のカリキュラム・マネジメントのサポートに知見があり、アドバイスできる人物が望ましい。

(5) DXハイスクールの取組状況調査及び報告会の実施

ア 事業期間

契約日から令和8年3月21日（金）まで

イ 対象

静岡県内に所在する全ての高等学校

ウ 概要

下記(ア)の調査結果を踏まえ、(イ)について県と進め方を協議の上、実施する。

(ア) 取組状況調査

高度なプログラミングやデジタルものづくり教育、文理横断的な探究学習等の取組状況について、イの対象校全てに対してアンケート調査を実施し、整理すること。

なお、アンケートの項目については、各学校の実態を捉える適切な項目となるよう県と協議の上で決定するとともに、学校の負担とならない方法及びボリュームとすること。

(イ) 事例共有の場の設定（報告会の実施）

(ア)の調査対象校のうち、特に数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした文理横断的な探究学習の取組において優良事例となりうる5校程度に対しては、個別にヒアリングし、状況を詳細に把握・整理するとともに、必要に応じて、進め方の指導や助言を行うこと。また、当該優良事例は、県が主催する「しずおか探究フェスタ」での発表が行えるように準備をすること。

5 成果物（電子データ1部）

契約最終日までに、次の提出場所へ業務報告書を提出し、承諾を得るものとする。業務報告書には、研修の実施概要、参加者の情報、アンケート結果、写真等を記載すること。

提出場所：静岡県教育委員会高校教育課

6 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係する諸法規及び条例等を熟知の上、業務遂行にあたること。
- (2) 業務実施にあたっては、県と連携体制を構築し、十分な協議を行った上で実施すること。
- (3) 業務内容については、受託者が本仕様書及び企画提案書の内容を遵守すること。
- (4) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 製作物(撮影データ、業務報告書等)の著作権は県に帰属する。受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

- (6) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取扱に万全の対策を講じること。
- (7) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (8) 受託者は、事業完了後 5 年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (9) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (10) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載の無い事項またはやむを得ない事情により契約内容の変更を行う必要が生じた場合の変更事項については、県と協議の上、決定するものとする。
- (11) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。業務の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を県と事前に協議し、承諾を得ること。